

被災者支援制度

被災者支援

自然災害で全壊、半壊、床上浸水など、一定規模の被害を受けた時は、程度により見舞金が受けられるほか、市税の減免や徴収猶予なども受けることができます。制度により要件が異なるため、詳細は担当課にお問い合わせください。

● 弔慰金、見舞金

制度名	内容・条件	摘要	窓口
災害弔慰金	災害救助法が適用されるなど、法令に定めのある大規模な災害により ●生計維持者が死亡した場合 500万円 ●その他の者が死亡した場合 250万円		福祉政策課 (058)265-3891
災害障害見舞金	災害救助法が適用されるなど、法令に定めのある大規模な災害により ●生計維持者が重度の障がい状態になった場合 250万円 ●その他の者が重度の障がい状態になった場合 125万円		
災害見舞金	災害により ①住家が全壊(全焼・全損)、流出、埋没1世帯/30,000円 ②住家が半壊(半焼・半壊)、半埋没1世帯/20,000円 ③住家が床上浸水1世帯/10,000円 ④上記に関わらず、り災世帯が生活保護世帯にあっては、それぞれの基準額に5割相当額を加算した額 ⑤市民が負傷したとき 1人につき 20,000円 ⑥市民が死亡したとき 1人につき 40,000円	被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金や、岐阜市被災者生活・住宅再建支援金交付要綱に基づく岐阜市被災者生活・住宅再建支援金の支給を受ける者は、左記支給額の①から④の災害見舞金は、支給対象外となります。	
岐阜市被災者生活・住宅再建支援金	住宅等が自然災害により全壊、解体、長期避難、大規模半壊※1、中規模半壊※2、半壊※3、全浸水又は半浸水の被害を受けたこと。 ①全壊、解体、長期避難/750,000~3,000,000円 ②大規模半壊/375,000~2,500,000円 ③中規模半壊/375,000(被害者生活再建支援法対象者)にあっては、187,500円~1,000,000円 ④半壊/375,000~500,000円 ⑤全浸水/225,000~300,000円 ⑥半浸水/113,000~150,000円	被災者生活再建支援法の規定による支援の対象者(中規模半壊の被害を受けた住宅等に居住する世帯であって、その居住用住宅を賃借する世帯の世帯主を除く。)でないこと。	都市防災政策課 (058)267-4763
災害援護資金の貸付	県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害により、世帯主が全治1か月以上の重傷を負ったときや、住居や家財に大きな被害を受けた場合に、生活の立て直しのために災害援護資金の貸付けを受けることができます。 ●償還期間/10年 ●利率/据置期間中(3年又は5年)は無利子とし、据置期間経過後は、保証人を立てる場合は無利子、保証人を立てない場合は年1.5%とする。	世帯人数に応じた収入要件があります。	福祉政策課 (058)265-3891

※1 解体及び長期避難を除く。※2 解体、長期避難及び大規模半壊を除く。※3 解体、長期避難、大規模半壊及び中規模半壊を除く。

● 市税の減免等

内容	概要	窓口
市民税の減免	災害により、被害を受けた場合、市民税の減免を受けられる場合があります。 ①納税者が死亡した場合。 ②納税者が障がい者となった場合。 ③住宅又は家財について価格の10分の3以上の損害があり、前年中の合計所得金額が1,000万円以下である場合等。	市民税課 (058)214-2063
固定資産税・都市計画税の減免・免除	災害救助法の対象となる災害などにより、所有する固定資産に著しく価値を減じる損害を受けた場合、減免、免除されることがあります。	資産税課 土地係 (058)214-2058 家屋係 (058)214-2059
国民健康保険料・一部負担金減免	災害により著しく生活が困難となった場合や、これに準ずると認められる場合には、保険料の減免や医療機関での一部負担金が減免されることがあります。	国保・年金課 保険料係(058)214-4315 給付係(058)214-2083
障がい福祉サービスに要する負担の減免	災害により、障がい福祉サービスに要する費用を負担することが困難と認められる場合、負担が減免されることがあります。	障がい福祉課 (058)214-2137
後期高齢者医療保険料の減免	被保険者又はその世帯の世帯主が、住宅、家財等に著しい損害を受けた時、後期高齢者医療保険料の徴収が猶予、減免されることがあります。	福祉医療課 (058)214-2128
介護保険料の徴収猶予、減免	災害により、生活が著しく困難となった場合やこれに準ずると認められる場合は、介護保険料が減免されることがあります。	介護保険課 (058)214-2091
粗大ごみ処理手数料の免除	災害により被災した家財道具に限り、粗大ごみ処理手数料の減免が受けられます。 ※罹災証明書の提出が必要(提出は後日でも可)	環境一課 (058)214-2418
消毒液の無料配布	水害により浸水の被害を受けた場合に、消毒用薬剤(自宅用)の無料配布をしております。	生活衛生課 (058)252-7195

岐阜市では、大規模災害時には総合的な相談窓口を設置いたしますのでご利用ください。

罹災証明書について

災害によって生じた住家の被害状況を証明するもので、上記支援制度を利用する場合のほとんどや、損害保険金の請求等に必要となります。被害状況は災害発生後1か月以内の状況をもとに判定しています。被災後、1か月以内に福祉部福祉政策課へご連絡ください。(※火災の場合はお近くの消防署へお問い合わせください。)

コラム

濃尾地震による被害

明治24(1891)年10月28日早朝に発生した、岐阜県本巣市(旧根尾村)を震源とする濃尾地震は、マグニチュード8.0と、日本では最大規模の内陸地震といわれ、当時の岐阜市の83.5パーセントの家屋が、全壊・半壊の被害を受けました。全国では、死者は7,273人、全壊・焼失家屋142,000戸という大きな被害を出しました。

濃尾地震から130年が経ち、多くの人々の記憶から薄れ始めています。今一度、濃尾地震から過去を学び、未来の被害を減らしていけるよう、努力していきましょう。



地震後の伊奈波神社付近(岐阜市歴史博物館蔵)



市内の鉄道橋の崩落(岐阜市歴史博物館蔵)

平成30年7月豪雨

平成30(2019)年7月4日から7月8日にかけて、降り始めからの降水量が1,000mmを超える非常に激しい豪雨となり、岐阜県全域に被害をもたらしました。

岐阜市を流れる長良川では、伊勢湾台風に次ぐ観測史上6番目の水位を記録し、2004年10月の台風23号以来、14年ぶりに陸閘(りくこう)が閉じられました。

平成30年7月豪雨では、本市には大きな被害は出ませんでした。が、気象条件が変われば、甚大な被害が発生する可能性は十分にあります。日ごろから自然災害や防災に意識を向けて生活していかなければなりません。



大宮陸閘(りくこう)の閉鎖作業(平成30年7月豪雨)

災害の教訓を傳承しましょう。

災害は、被害とともに多くの教訓をもたらします。東日本大震災では、代々津波の恐ろしさが伝わっていたことで、大きな被害を免れた地域もありました。

平成24年度の災害対策基本法の改正では、そうした過去の災害の教訓を傳承し伝えていくことは、住民の皆さんの責務であるとされました。

岐阜市でも濃尾地震のほか、昭和51年の9.12水害など、これまで多くの災害に見舞われてきました。これらの災害の教訓や経験談を伝えていくことは非常に重要です。ぜひご家族や地域の方に、自分が体験した、伝え聞いた災害の教訓を引き継いで行きましょう。



昭和51年9.12水害 市南西部 県庁付近の浸水状況